

○受託研究員研究料納入内規

2012年1月16日

学園692

改正 2023年12月26日

(趣旨)

第1条 受託研究員の研究料および研究に要する特別の経費(以下「研究料等」という)の納入については、金銭出納規定に定めるほか、この内規の定めるところによる。

(研究料等および納期)

第2条 研究料等は、別表(日割り計算はしない)のとおりとし、当該年度での研究期間に応じた相当額を、研究許可後7日以内に納入しなければならない。ただし、研究を翌年度の4月から開始する場合または研究期間が翌年度にわたる場合の当該年度分相当額は、4月1日から4月7日までの期間に納入するものとする。

2 納入最終日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日を納入期限とすることができる。

3 第1項のほか、研究に特別の経費を要する場合は、その都度研究員規定第18条に規定する事務取扱部署の長が、受託研究員を派遣する学外研究機関との協議によりその負担について定めるものとする。

(納入方法)

第3条 研究料等は銀行に振り込むものとする。ただし、やむを得ない場合は、金銭出納規定第10条に定める収納部署に納入することができる。

2 研究料等を期日までに納入しない者には、研究を許可しない。

(既納の研究料等)

第4条 既に納入された研究料等は、理由のいかんを問わず返戻しない。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、各学長の意見を聴いて、理事長が行う。

付 則

1 この内規は、2012年4月1日から施行する。

2 この改正内規は、2024年4月1日から施行する。

3 昭和61年3月26日制定の大阪工業大学国内研究員研究料納入内規は廃止する。

別表

1 研究料(大阪工業大学・摂南大学・広島国際大学)

区分	金額
実験系	月額 20,000円
非実験系	月額 10,000円

2 研究料の月額の対象となる期間

研究開始日から翌月同日までを1カ月とし、次月以降も同様とする。